

2020年8月5日

各 位

九州植物検疫協会

植物防疫法施行規則の一部改正について（検査証明書添付に係る見直し）

当協会の運営に関して、平素より格別のご支援・ご協力を賜り、御礼申し上げます。

植物防疫法において、輸入する植物及びその容器包装は、輸出国の政府機関により発行された検査証明書又はその写しを添付してあるものでなければ輸入してはならないとされ、また、栽培の用に供しない植物であって、検疫有害動植物が付着するおそれが少ないものとして農林水産省令で定めるものは、検査証明書の添付は不要であると規定されています。

検査証明書の添付が不要である植物は、植物防疫法施行規則第五条の三に明記されており、うこん及びトチュウの乾燥したもの等9品目が該当しているところです。

このことに関して、本日付けの官報に「植物防疫法施行規則の一部を改正する省令（農林水産五五）」が公示され、新たに検査証明書の添付が不要である植物（凍結、乾燥等の一定の加工処理がおこなわれたもの）の規定が追加されましたので、お知らせします。

なお、詳細については、以下の URL をご参照いただき、ご不明な点は、事務局業務課(093-321-5781)までご照会くださいますようお願いいたします。

《官報》

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令（農林水産五五）

<https://kanpou.npb.go.jp/20200805/20200805g00162/20200805g001620009f.html>